

令和3年6月17日

企業主導型保育事業
保育施設運営事業者 各位

公益財団法人児童育成協会
理事長 鈴木 一光

令和3年度企業主導型保育施設に対する巡回指導の実施について（通知）

平素より企業主導型保育事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第5の3の(2)の④、企業主導型保育事業指導・監査等基準第5に基づく企業主導型保育施設の巡回指導を、下記のとおり、実施いたします。

記

1 実施方法

巡回指導は、次の方法により実施します。

- (1) 助成を受けた事業実施者に対し、保育の質の向上を図るとともに児童の安全等を確保する観点から、施設における保育内容等に関する助言・指導を行うために実施します。
- (2) 保育内容等に関する助言・指導を適切に行うための確認内容等を定める「巡回指導基準」を活用して実施します。
- (3) 巡回指導は、1施設あたり2時間程度とします。
- (4) 巡回指導の実施に当たって、事業実施者に対し、概ね2週間前までに巡回指導実施通知書を事前に送付します。
- (5) 巡回指導は、保育士資格を有する者など、児童の処遇等の保育内容等に係る知識と経験を有する巡回指導員が実施します。
- (6) 巡回指導は、施設の運営の責任者や保育従事者等からの保育内容等に関する聞き取りや相談のほか、保育の計画等の資料を閲覧し実施します。